

議案第 37 号

田川文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年 6 月 24 日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、令和元年 10 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が現行の 8 パーセントから 10 パーセントに引き上げられることに伴い、所要の改正をしようとするもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

田川文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

田川文化センターの設置及び管理に関する条例（昭和50年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第4条中「(以下「規則」という。)を削る。

第7条第1項中「備え付け」を「備付け」に改める。

第10条中「当該指定管理者」を「指定管理者」に改める。

第11条の見出しを「(利用料金の還付)」に改める。

第19条中「事項は、」の次に「市長又は委員会が」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

1 施設の利用料金

(1) 大ホール

利用時間 利用区分		午前	午後	夜間	午前から 午後まで	午後から 夜間まで	全日
		円	円	円	円	円	円
入場料 を徴収 しない 場合	平日	11,760	17,820	23,420	30,360	42,120	53,560
	土曜日、日曜日及び休日	(23,860)	(35,960)	(47,400)	(58,840)	(82,060)	(104,380)
入場料 を徴収 する場 合	平日	18,480	27,380	35,860	43,560	60,720	77,000
	土曜日、日曜日及び休日	(43,120)	(80,080)	(98,560)	(117,040)	(172,480)	(209,440)
	平日	22,880	33,980	44,980	53,560	74,460	94,380
	土曜日、日曜日及び休日	(52,360)	(98,560)	(120,120)	(141,680)	(209,440)	(252,560)

(2) リハーサル室兼会議室

利用時間 利用区分	午前	午後	夜間	午前から 午後まで	午後から 夜間まで	全日
	円	円	円	円	円	円
平日	1,470 (3,700)	2,290 (5,740)	2,970 (7,440)	3,780 (9,460)	5,280 (13,200)	6,750 (16,900)
土曜日、日曜 日及び休日	1,760 (4,400)	2,700 (6,750)	3,640 (9,120)	4,460 (11,150)	6,340 (15,890)	8,100 (20,290)

(3) 展示ホール

利用時間 利用区分	午前	午後	夜間	午前から 午後まで	午後から 夜間まで	全日
平日	1回につき 7,570円 (18,940円)					
土曜日、日曜 日及び休日	1回につき 9,070円 (22,680円)					

備考

ア 括弧書内は、営利、営業、宣伝等の目的で利用する場合の金額を示す。

イ 「午前」とは午前9時から午後0時までをいう。

ウ 「午後」とは午後1時から午後5時までをいう。

エ 「夜間」とは午後6時から午後10時までをいう。

オ 「午前から午後まで」とは、午前9時から午後5時までをいう。

カ 「午後から夜間まで」とは、午後1時から午後10時までをいう。

キ 「全日」とは、午前9時から午後10時までをいう。

ク 「入場料」とは、入場料、会費、寄附金、賛助料その他の入場者から入場の対価として徴収する金銭をいう。

ケ 区分された利用時間を超過したときの利用料金は、当該利用時間の区分（超えた時間が利用時間の区分に属しないときは、その直後の区分）の欄に掲げる額の3割に相当する額とする。ただし、午後10時から翌日の午前9時までには、次の表に定めるとおりとする。

区分	1時間当たりの利用料金
午後10時から翌日の午前7時まで	利用時間の区分「夜間」の欄に規定する

	額の3割に相当する額
午前7時から午前9時まで	利用時間の区分「午前」の欄に規定する額の4割に相当する額

コ 舞台練習、舞台準備のための舞台面（ステージ）のみを利用する場合の利用料金は、当該利用時間の区分の欄に掲げる額（当該区分の利用時間を超過したときの利用料金は、前項の規定により算出した額）の5割に相当する額とする。

サ リハーサル室兼会議室又は展示ホールを営利、営業、宣伝等の目的で利用する場合の利用料金は、営利、営業、宣伝等以外の目的で利用する場合の利用料金に当該利用料金の15割に相当する額を加算した額とする。

シ 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

## 2 冷暖房装置の利用料金

施設名	金額（1時間につき）
大ホール	8,240円
大ホール（舞台のみ）	4,110円
ホワイエ	1,640円
展示ホール及びリハーサル室	1,640円

備考 1時間に満たない時間があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。

## 3 備品類の利用料金

区分	器具名	単位	金額
照明設備	第2ボーダーライト	列	円 660
	第3ボーダーライト	列	520
	サスペンションスポットライト（500ワット）	灯	260
	サスペンションスポットライト（1,000ワット）	灯	320
	サイドフロントスポットライト	灯	320
	シーリングスポットライト	灯	320
	ピンアークスポットライト	台	1,640
	フットライト	列	460

	花道フットライト	列	3 2 0
	ロア Horizont ライト	列	9 2 0
	アッパー Horizont ライト	列	9 2 0
	ステージスポットライト	灯	3 2 0
	エフェクトマシーン	台	9 2 0
	ミラーボール	台	7 8 0
	オーロラマシン	台	7 8 0
	スポックス	台	3 2 0
音響設備	マイク	個	3 8 0
	ワイヤレスマイク	個	9 2 0
	ボイスアンプ	台	3 8 0
	カセットテープレコーダー	台	4 6 0
	音響反射板	一式	4, 6 2 0
	拡声装置	一式	2, 7 4 0
	MDプレイヤー	台	4 6 0
舞台設備	所作台	枚	1 8 0
	所作台 (花道用)	一式	1, 0 4 0
	平台	枚	1 2 0
	箱馬	個	4 0
	折り畳み足	個	4 0
	山台用長布団	枚	1 2 0
	ひもうせん	枚	1 8 0
	上敷	枚	6 0
	松羽目	一式	1, 0 4 0
	金びょうぶ	双	1, 5 8 0
	指揮者用指揮台と譜面台	一式	4 6 0
	楽団用譜面台	台	3 0
	大太鼓	個	4 6 0
	能舞台	一式	1 1, 2 2 0

	スタンウェイピアノ	台	8,800
	グランドピアノ	台	5,500
	演台（大）	台	380
	演台（小）	台	260
	せり	台	1,580
映像設備	映写機	台	3,160
	スクリーン	枚	1,040
	スライド映写機	一式	1,580
	移動用スクリーン	枚	380
	ビデオデッキ	台	660
	液晶プロジェクター	台	1,540
	DVDプレイヤー	台	660
その他	机	脚	60
	補助椅子	脚	30
	パネル	台	120
	組立パネル	台	120
	シャワー	室	180
	持込み電気器具	個	320

#### 備考

- (1) 備品類の利用料金は、午前、午後、夜間の区分ごとにそれぞれ徴収し、利用時間を超過したときの利用料金は、1時間ごとに1回の利用料金の3割に相当する額とする。
- (2) スタンウェイピアノ又はグランドピアノを利用するときは、ピアノ調律料の実費相当分の金額を徴収する。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の田川文化センターの

利用について許可を受け、当該利用に係る利用料金を納付している者の当該利用料金の額については、なお従前の例による。